

「住宅用火災警報器」の出張取り付け支援を行います

住宅用火災警報器は、火災の煙を感知し音で火災発生を知らせ、早期初期消火及び避難の手助けとなります。

取り付けを考えているが、自分では取り付けられない、頼める人がいないという世帯に消防職員が出張し取り付けいたします。

対象世帯 取り付けが困難な人のみの世帯

申込期間 平成31年2月1日から2月25日まで

申込方法 消防本部まで、電話 62-4325

取付期間 平成31年3月1日から3月8日までの日中
*申込時に取り付け日時を調整させていただきます。

その他 住宅用火災警報器は、電池式の物をご自身で用意してください。
消防署では住宅用火災警報器の販売はしておりません。
無料で取り付けいたします。

